

子ども・子育て支援法に基づき区が確認する事項一覧(案)

下記一覧に記載のない事項は、現行のまま(東京都福祉保健局が作成する保育所指導検査基準(平成27年4月1日適用)のとおり)とする。

東京都東京都福祉保健局が作成する 保育所指導検査基準(平成27年4月1日適用)		子ども・子育て支援法に基づき区が確認する事項	
項目	検査の観点	都の基準に加える 観点	区条例及び関係通知等
運営関係			
1 児童の入所状況			
(1) 認可定員の遵守	・認可定員は遵守されているか。 ・定員を超えて受け入れていないか。	・利用定員は遵守されているか。	(利用定員) 第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (利用定員の遵守) 第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害又は虐待への対応その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(3) 児童の受け入れ	(追加)	・利用者に対して文書により適切な説明を行い、同意を得ているか。	(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担の内容その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければな

		<p>・正当な理由なく受け入れを拒んでいないか。</p> <p>・関与者に対して利益供与等を行っていないか。</p>	<p>らない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>（2）磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>（1）第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>（2）ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたくない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>（利用申込みに対する正当な理由のない特定教育・保育の提供の拒否の禁止等）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込</p>
--	--	--	---

			<p>みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の規定による選考は、同項に規定する選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により区市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども若しくはその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介し、又は当該特定教育・保育施設に対して小学校就学前子ども若しくはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども若しくはその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介し、又は当該特定教育・保育施設に対して小学校就学前子ども若しくはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>
(4) 支給認定	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給認定証を確認しているか。 ・ 利用者に施設型 	<p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量</p>

		<p>給付費等の額に係る通知を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に関して適切に報告をしているか。 	<p>をいう。)等確かめるものとする。</p> <p>(支給認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>(支給認定保護者に関する区市町村の長への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村の長に通知しなければならない。</p>
<p>2 基本方針及び組織</p>			
<p>(1) 福祉サービスの基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人種、信条等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。 ・利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。 	<p>(現行のまま)</p>	<p>(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子ども及びその家族の国籍、信条若しくは社会的身分又は支給認定子どもの保護者が特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>
<p>(2) 利用者の権利擁護、虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約に定めら 	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

	ため、必要な体制を整備しているか。	れた権利を尊重した体制を整備しているか。	・世田谷区子ども条例（前文） 児童の権利に関する条約
(3) 個人情報保護	・個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(現行のまま)	(秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関等に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。
(4) 秘密保持	・施設は秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。	(現行のまま)	(秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関等に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。
(5) 苦情解決	・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 ・施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。	・苦情の内容を記録し、保存しているか。	(苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して区市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、区市町村からの求めがあった場合には、前項の規定による改善の内容を当該区市町村の長に報告しなければならない。

			<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳</p> <p>(7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>
(6) サービスの質の評価等	・福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。	(現行のまま)	<p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
(10) 保育所運営規程	・保育所運営規程を適切に定めているか。	・運営規程の概要、その他重要事項を掲示しているか。 ・利用希望者に対して教育・保育内容の情報提供をしているか。	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供したときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する区市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をい)、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育</p>

に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、保育士資格及び幼稚園教諭免許の有無、職務の内容並びに員数
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

			<p>(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 (掲示) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担の内容その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>
(11) 分掌事務	・各職員の職務分掌は明確になっているか。	(現行のまま)	<p>(勤務の体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (記録の整備) 第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>
(12) 業務日誌(園日誌)	・業務(園)日誌を適切に作成しているか。	(現行のまま) 記録の整備は求めるが、第34条第2項第2号の記	<p>(特定教育・保育の提供の記録) 第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、当該特定教育・保育を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。 (記録の整備) 第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならな</p>

		録には該当しないものとし、完結の日から5年間の保存は求めない。	い。 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類
(13) 職員会議	・職員会議の開催方法等は適切か。 ・会議録を作成しているか。	(現行のまま) 記録の整備は求めるが、第34条第2項第2号の記録には該当しないものとし、完結の日から5年間の保存は求めない。	(記録の整備) 第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類
4 職員の状況			
(1) 職員配置	・職員配置は適正に行われているか。 ・産休・病休の代替職員を確保しているか。 ・直接保育に従事する職員に他施設の職員等を兼務する者がいないか。	(現行のまま)	(委託費基準) ・平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」 ・平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」 ・平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
(4) 関係帳簿の整備	・資格が必要な職種	・備えおくべき記	(記録の整備)

	<p>の職員について、資格証明書を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書を整備しているか。 ・労働者名簿は全職員分を整備しているか。 	<p>録が整備されているか。</p>	<p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類
<p>5 勤務状況</p>			
<p>(3) 勤務状況の帳簿の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務関連帳簿を整備しているか。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張(外出)に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの等 	<p>(現行のまま)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類
<p>6 職員給与等の状況</p>			
<p>(3) 賃金台帳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金台帳を整備しているか。 	<p>(現行のまま)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳

8 職員研修

・研修の機会を確保しているか。
・研修計画を適切に立てているか。
・研修の成果を活用しているか。

・研修代替保育士の費用を確保しているか。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(勤務の体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、区市町村からの求めがあった場合には、速やかに当該記録等を当該区市町村の長に提出しなければならない。

			<p>4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に伴う事故により賠償すべき損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。</p> <p>・平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」</p>
1 1 災害対策の状況			
(5) 防災訓練等	<p>・避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。</p> <p>・地震想定訓練を実施しているか。</p> <p>・訓練結果の記録を整備しているか。</p>	<p>・運営規程に非常災害対策を定めているか。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、保育士資格及び幼稚園教諭免許の有無、職務の内容並びに員数</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>
(7) 安全対策	<p>安全対策について必要な措置を講じているか。</p>	<p>・事故発生後、再発防止策を講じているか。</p> <p>・事故の内容を記録し、保存しているか。</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、区市</p>

			<p>町村からの求めがあった場合には、速やかに当該記録等を当該区市町村の長に提出しなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に伴う事故により賠償すべき損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳</p> <p>(7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>
保育関係			
1 保育の状況			
(1) 人権の尊重	・子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行っているか。	(現行のまま)	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる</p>

			<p>特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
(2) 保育課程の編成	<ul style="list-style-type: none"> ・保育課程を編成しているか。 ・保育課程の内容は十分か。 	(現行のまま)	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>
(3) 指導計画	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な指導計画があるか。 ・短期的な指導計画があるか。 ・指導計画の内容は十分か。 ・職員による適切な役割分担と協力体制を整えているか。 ・指導計画に基づく保育が十分であるか。 	(現行のまま)	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の提供の記録)</p> <p>第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、当該特定教育・保育を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 ・3歳未満児について、個人別指導計画があるか。 ・個人別指導計画の内容は十分であるか。 ・長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置づけは十分であるか。 ・障害のある子供の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。 ・障害のある子供の保育について、家庭や専門機関と連携し、適切に対応しているか。 		<p>育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳</p> <p>(7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>
--	---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の記録や自己評価に基づいて資料が作成されているか。 ・子供の就学に際し、子供の育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されているか。 		
(4) 保育内容の自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等は自己評価を通して専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。 ・保育所は、保育の内容等について、自ら評価を行い、公表しているか。 	(現行のまま)	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>
(5) 保育内容の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の内容は適切か。 ・児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 	・地域との交流に努めているか。	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡等の適切な休息をとっているか。 ・休息のために適切な環境を確保しているか。 ・児童出欠簿を作成しているか。 ・児童出欠簿の記録内容は十分か。 ・保育日誌を作成しているか。 ・保育日誌の記録内容は十分か。 ・0・1歳児は個人別記録になっているか。 ・児童票を作成しているか。 ・児童票の記録内容は十分か。 ・11時間の開所時間を確保しているか。 ・保育士を適正に配置しているか。 ・保護者の労働時間等を考慮しているか。 		<p>するように努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の提供の記録)</p> <p>第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、当該特定教育・保育を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p>
--	--	--	--

	<p>・都条例上の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満または月20日未満勤務）の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合に組やグループ編成が適切に行われているか。</p> <p>・その他不適正な事項はないか。</p> <p>・施設の都合で休所又は一部休所していないか。</p> <p>・施設の都合で保育時間を短縮していないか。</p> <p>・保護者との連絡は十分か。</p> <p>・児童の登降園は保護者等が行っているか。</p>		<p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、保育士資格及び幼稚園教諭免許の有無、職務の内容並びに員数</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務の体制の確保等）</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（地域との連携等）</p> <p>第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>
<p>2 食事の提供の状況</p>			
<p>(1) 食育の計画</p>	<p>・食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけているか。</p>	<p>(現行のまま)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する</p>

			<p>法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>（2）認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>（3）幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4）保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>
<p>（2）食事計画と献立業務の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。 ・給与栄養量の目標を設定しているか。 ・献立表を作成しているか。 ・予定献立の記載内容は適当か。 ・実施献立（記録）の記載内容は適当か。 ・予定献立及び実施献立に責任者の関与があるか。 ・献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。 	<p>（現行のまま）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>（2）認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>（3）幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4）保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他献立内容に問題がないか。 ・定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。 ・適正な献立内容・調理方法に沿った食事を提供しているか。 ・3歳未満児に対する配慮をしているか。 ・児童の状況に応じた配慮をしているか。 		
(5) 食事の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の都合で中止していないか。 ・簡易な食事を提供していないか。 ・間食を提供しているか。 ・検査用保存食を適切に保存しているか。 	(現行のまま)	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p>

			<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>
3 健康・安全の状況			
(1) 保健計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保健計画を作成し、一人一人の子供の健康の保持及び増進に努めているか。 	(現行のまま)	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>
(2) 児童健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時の健康診断を行っているか。 ・健康診断を年2回行っているか。 ・実施時期・方法等は適切か。 ・未実施児対策は十分か。 ・記録はあるか。 ・保護者と健康診断結果について連絡 	(現行のまま)	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の</p>

	をとっているか。 ・身長、体重等の測定を定期的に行っているか。		指針 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
(3) 健康状態の把握及び保護者との連絡状況	・日々の健康状態を観察しているか。 ・必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(現行のまま)	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
(4) 虐待などへの対応	・児童虐待の早期発見に努めているか。 ・発見したときは、速やかに通告しているか。 ・関係機関との連携が図られているか。	(現行のまま)	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の

			<p>指針 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>
<p>(5) 疾病等への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 ・急な病気等への対処を適正に行っているか。 ・感染症の予防対策を講じているか。 ・タオル・コップ等を共有で使用していないか。 ・感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 ・再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。 ・感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。 ・乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止対策を講じてい 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり等を利用する児童についても、疾病等への対応ができているか。 	<p>(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>

	<p>るか。</p> <p>・睡眠時チェック表を作成しているか。</p>		
<p>(6) 衛生管理</p>	<p>・食中毒事故の発生防止を行っているか。</p> <p>・食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。</p>	<p>・事故発生後、再発防止策を講じているか。</p> <p>・事故の内容を記録し、保存しているか。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳</p> <p>(7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>
<p>(7) 児童の安全管理の状況</p>	<p>・児童の事故防止に配慮しているか。</p>	<p>・事故発生後、再発防止策を講じて</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わな</p>

	<p>・損害賠償保険に加入しているか。</p> <p>・事故報告を区市町村に、速やかに行っているか。</p>	<p>いるか。</p> <p>・事故の内容を記録し、保存しているか。</p>	<p>ればならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、区市町村からの求めがあった場合には、速やかに当該記録等を当該区市町村の長に提出しなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に伴う事故により賠償すべき損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p>
--	--	--	---

			<p>(3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳</p> <p>(7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>
会計			
1 会計方法			
(5) 会計の区分	<p>・拠点区分は、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されているか。</p> <p>・拠点で実施する事業内容に応じてサービス区分を設けているか。</p> <p>・法人本部会計について当該施設と同一の拠点区分とした場合、サービス区分を設定しているか。</p>	(現行のまま)	<p>(会計の区分)</p> <p>第33条 特定教育・保育施設は、施設ごとに経理を区分するとともに、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分し、及び財務諸表を公表しなければならない。</p>
(8) 会計書類の保存	<p>・会計書類は適切に保管されているか。</p>	(現行のまま)	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録</p>

			<p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳</p> <p>(7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>
7 費用			
(1) 人件費	<p>・支給対象となる事実及び勤務実態は客観的資料により確認できるか。</p> <p>・人件費について、関連規程等に基づいて計上されているか。</p> <p>・人件費を雇用形態、契約形態により「職員給料」、「非常勤職員給与」、「派遣職員費」の勘定科目に区分しているか。</p> <p>・人件費が施設の財務状況を圧迫していないか。</p> <p>・退職共済掛金は費用処理されているか。</p> <p>・社会保険料及び労働保険料等の納付は適正に行われて</p>	(現行のまま)	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳</p> <p>(7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>

	いるか。		
1 1 経理事務			
(1) 会計帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・会計帳簿を正規の簿記の原則に従い作成しているか。 ・拠点区分ごとに、仕訳日記帳、総勘定元帳を作成し備え置いているか。 ・仕訳日記帳及び総勘定元帳の内容は適切か。 ・経理規程に定められた補助簿を整備しているか。 ・仕訳伝票に、経理規程に定められた事項の記載及び会計責任者の承認印はあるか。 	(現行のまま)	<p>(記録の整備)</p> <p>第 3 4 条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第 1 5 条第 1 項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第 1 2 条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第 1 9 条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第 3 0 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第 3 2 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類
(2) 証憑書類	<ul style="list-style-type: none"> ・証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存しているか。 	(現行のまま)	<p>(記録の整備)</p> <p>第 3 4 条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第 1 5 条第 1 項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第 1 2 条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第 1 9 条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第 3 0 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第 3 2 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

			(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類
17 社会福祉法人以外の者の経理処理			
(1) 経理処理等	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計算書又は損益計算書に、保育所を経営する事業に係る区分を設けているか。 ・保育所を経営する事業に係る積立・積立資産明細書を作成しているか。 <p>(ただし、学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。 1 なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る以下の書類を作成する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとに経理を区分し、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 ・財務諸表を公表しているか。 	<p>(会計の区分) 第33条 特定教育・保育施設は、施設ごとに経理を区分するとともに、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分し、及び財務諸表を公表しなければならない。</p>

	<p>こと。)</p> <p>(1) 企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)を作成しているか。</p> <p>(2) 借入金明細書を作成しているか。</p> <p>(3) 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成しているか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、都に提出しているか。 ・前会計年度末における貸借対照表 ・前会計年度の収支計算書又は損益計算書 ・保育所を經營する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細 		
--	---	--	--

	<p>書</p> <p>ただし、 1 による場合は、保育所を 経営する事業に係 る第295号通知別紙 1 に規定する前会計 年度末における積 立金・積立資産明細 書</p> <p>また、企業会計の 基準による会計処 理を行っている者 は、保育所を経営す る事業に係る企業 会計の基準による 貸借対照表(流動資 産及び流動負債の みを記載)、借入金 明細表及び基本財 産及びその他の固 定資産(有形固定資 産)の明細書</p> <p>・運営費の弾力運用 を行う際、第299 号通知による経理 処理を行っている か。</p> <p>・保育所拠点区分以</p>		
--	---	--	--

	外への経費の支出はないか。		
18 平成23年基準への移行			
(3) 会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一体として運営される施設、事業所又は事務所ごとに拠点区分を設定しているか。 ・ サービス区分の設定は通知に則しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設ごとに経理を区分し、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 ・ 財務諸表を公表しているか。 	<p>(会計の区分)</p> <p>第33条 特定教育・保育施設は、施設ごとに経理を区分するとともに、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分し、及び財務諸表を公表しなければならない。</p>
資金収支計算書、貸借対照表、積立金・積立資金明細書等の作成・提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児発第295号「保育所の設置認可等について」に従い、毎会計年度終了後3カ月以内に、必要な会計書類を作成・提出しているか。 	(現行のまま)	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳</p> <p>(7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類</p>
19 利用者負担額の受領(追加)			
利用者負担額の受領	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者から上乗せ徴収、実費徴収を行っているか。 (上乗せ徴収、実費徴収を行っている場合) 	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供したときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する区市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額及び使途は適切か。 ・当該費用に係る領収証を交付してきるか。 ・上乗せ徴収を行っている場合に、予め、使途、金額、及び利用者に支払を求める理由を書面により説明し、同意を得ているか。 ・実費徴収を行っている場合に、予め、使途、金額、及び利用者に支払を求める理由を説明し、同意を得ているか。 ・会計上適正に処理されているか。 	<p>育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
--	--	--	--